

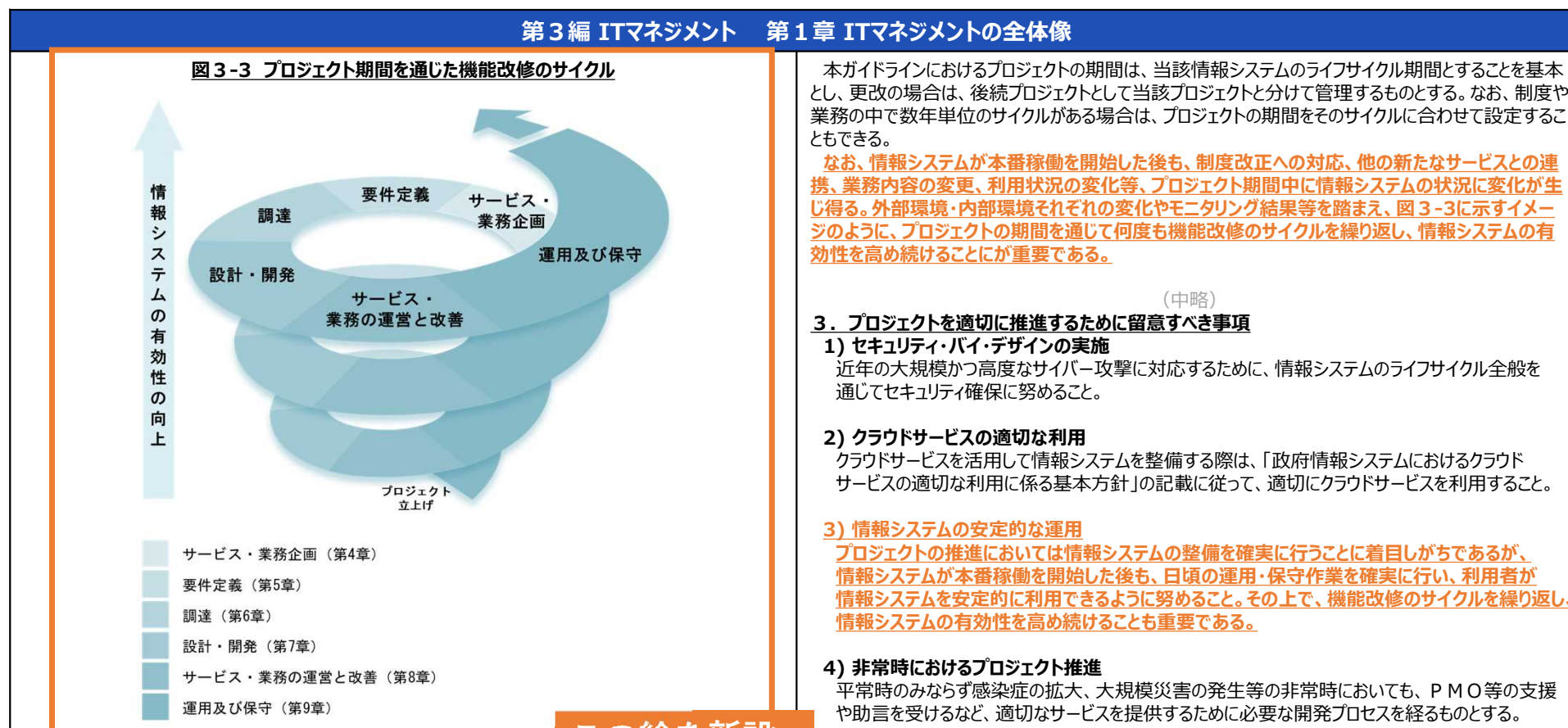
標準ガイドライン 改定のポイント

令和5年3月改定

デジタル庁

改定ポイント① 標準ガイドライン全体のプロセスを表すイメージの追加

プロジェクトの実施期間に何度も機能改修を繰り返して情報システムの有効性を高めることが重要である旨を記載しました。



この絵を新設

※ 太字下線：今年度の改定箇所

改定ポイント②

「別紙 2 情報システムの経費区分」の整備経費に、「サービス利用料」を新規追加

現行版では運用経費にサービス利用料（クラウド経費等）を分類していましたが、整備経費にも同様にサービス利用料を追加しました。（クラウドの整備自体の費用や、実証実験（PoC）としてクラウドを利用する場合の費用に対応できるように）

整備経費

経費区分	概要
1) 整備経費	情報システムの整備（新規開発、機能改修・追加、更改及びこれらに付随する環境の整備をいう。）に要する一時的な経費 目的により、投資的整備と維持的整備のものに分けられる。 ・ 投資的整備 国民・利用者の利便性向上・負担軽減や業務効率化、経済効果の創出、システムのスリム化などの面で積極的に効果を得ることを目的として行うもの（注1） ・ 維持的整備 外部環境の変更等により生じる障害の回避を目的として、義務的に行うもの（仕様変更を伴うが効果を得ることを目的としないもの）（注2）
ア 調査研究等経費	情報システムの整備に当たり、業務の設計、要件定義を行う目的で行う現状分析、プロトタイプ作成、ドキュメント作成支援、調査研究等に要する経費（最適化計画の策定に要する経費を含む。）
イ 設計経費	情報システムの整備に際し、その開発に関する設計書の作成に要する経費
コ ハードウェア買取経費	情報システムを構成するハードウェアの買取りに要する経費
サ ソフトウェア買取経費	情報システムを構成するソフトウェア製品のライセンスの買取り又は更新に要する経費
シ サービス利用料	情報システムの整備に当たって、ASP、SaaS、PaaS、ホスティングサービスなど、国の行政機関以外の者が提供するサービスの利用に要する経費及び国の行政機関以外の者が提供するサービスの利用開始に要する経費
ス その他整備経費	アからシまでのいずれにも該当しない情報システムの整備に要する経費

新設

運用経費

経費区分	概要
2) 運用等経費	情報システムの運用、保守等に要する経常的な経費
ア システム運用経費	情報システムの正常な稼働を保持するために行うハードウェアの状態ファイルの管理、アプリケーションの設定等の管理、障害に対する予防等の措置など、仕様変更や構成変更を伴わない情報システムの技術的及び管理的業務の実施に要する経費
イ 業務運用支援経費	情報システムの稼働に当たって、業務実施部門が行う業務（データ作成（Web サイトやeラーニングのコンテンツ作成等）、データ受付・登録等）の運用支援に要する経費
ウ 操作研修等経費	情報システムの利用に当たって、当該情報システム部門の担当者又は情報システムの利用者に対する操作研修等（教材作成・更新を含む。）に要する経費
エ ヘルプデスク経費	職員等の情報システム利用者からの問合せに対応するために行う業務に要する経費
サ ハードウェア借料	情報システムを構成するハードウェアについて、その使用に要する借料
シ ソフトウェア借料	情報システムを構成するソフトウェア製品について、その使用に要する借料
ス サービス利用料	情報システムの稼働又は利用に当たって、ASP、SaaS、PaaS、ホスティングサービスなど、国の行政機関以外の者が提供するサービスの利用に要する経費
セ 通信回線料	情報システムを構成するハードウェアを設置する施設、サーバ等を保管する施設又は運用事業者等が運用・保守等を行うために駐在する施設の利用等に要する経費
ソ 施設利用等経費	情報システムを構成するハードウェアを設置する施設、サーバ等を保管する施設又は運用事業者等が運用・保守等を行うために駐在する施設の利用等に要する経費
タ その他運用等経費	アからソまでのいずれにも該当しない情報システムの運用等に要する経費

既存記載（変更なし）

改定内容一覧 (1/4)

今回の改定における標準ガイドラインの改定内容は以下のとおりです。

No	改定概要	改定理由	改定箇所及び改定履歴
1	クラウドサービスを活用して情報システムを整備する際は、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」の記載に従って、 適切にクラウドサービスを利用する 旨を追記した。また、P M OがP J M Oに対して実施する支援内容について、デジタル庁システムが保有する共通機能との連携・活用に関する記載を追加した。	「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」の改定版の公開に伴い、標準ガイドラインにおいても適切なクラウドサービスの利用を促進するため。	第2編 第2章 2. 1) イ h) P M OのP J M O支援に関する記載を修正 第3編 第1章 3. 2) プロジェクトを適切に推進するために留意すべき事項について「 クラウドサービスの適切な利用 」の記載を追加
2	P J M O体制を構築する際に、業務を十分に遂行するのに必要なデジタル関連の実員配置の計画（以降、「 要員計画 」という）を策定し、人的資源の適正化を行うことにより実効的な体制を確立する旨を追記した。	情報システムの開発では、要員の管理が重要であり、プロジェクト初期から担い手を明確にすることで、プロジェクトの成功率を高める。その手段の一つとして、要員計画を立てる重要性を示すため。	第2編 第2章 2. 3) ウ P J M O体制を構築する際に、業務を十分に遂行するのに必要な デジタル関連の実員配置の計画を策定 し、人的資源の適正化を行うことにより実効的な体制を確立する旨の記載を追加 第2編 第5章 ・特にP J M Oが職員主体開発を行う場合、業務内容に応じて政府デジタル人材及び高度デジタル人材の確保・育成を計画的に行う旨の記載を追加 ・各府省とデジタル庁との間において、積極的かつ計画的に人事及び人材交流を推進する旨の記載を追加 ・内部人材の活用においては、P J M Oに対して、P M O及び必要に応じ人事担当部門が連携・協力し、サービス・業務改革並びに政府情報システムの整備又は管理に関する経験が豊富な職員が多く在籍する他のP J M O等から必要な指導及び援助がなされるよう努める旨の記載を追加

改定内容一覧 (2/4)

(前ページの続き)

No	改定概要	改定理由	改定箇所及び改定履歴
2 (続き)	P J M O 体制を構築する際に、業務を十分に遂行するのに必要なデジタル関連の実員配置の計画（以降、「要員計画」という）を策定し、人的資源の適正化を行うことにより実効的な体制を確立する旨を追記した。	情報システムの開発では、要員の管理が重要であり、プロジェクト初期から担い手を明確にすることで、プロジェクトの成功率を高める。その手段の一つとして、要員計画を立てる重要性を示すため。	第3編 第2章 1. 3) ~ 4)、2. <ul style="list-style-type: none"> ・ P J M O 体制を構築する際に、要員計画を立てる旨の記載を追加 ・ プロジェクト推進責任者が P J M O 各担当と事前調整を行うプロジェクトへの関与の仕方について例示を追加 ・ P J M O 体制の構築の際に策定する要員計画をプロジェクト計画書の一部として管理する旨の記載を追加 第3編 第5章 1. 1) R F I の実施の際、事業者に対して求める内容に、P J M O が示す要件定義の要件を実現するために必要な要員の見込みを追加
3	情報システムを構築後、プロジェクトの実施期間に 何度も繰り返して機能改修等 を行い、情報システムの有効性を高めることが重要である旨を、イメージ図として追記した。	情報システムの構築後も、継続的に情報システムの有効性を向上させ続けることの重要性を示すため。	第3編 第1章 2.、3. 3) <ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクト期間を通じた機能改修のサイクルについてのイメージ図を追加 ・ プロジェクトを適切に推進するために留意すべき事項についての記載を追加
4	標準ガイドライン本編のプロジェクトの標準的な 活動スケジュールの例を通常規模を前提 に差し替えた。	設計開発に2年かかる大規模プロジェクトを前提とした例示となっていたが、多くのプロジェクトでは単年度で開発できるものが多いため、読み手が実感しやすくすることを目的に前提例を変更した。	第3編 第1章 2. 図3-2を 設計・開発が単年度となるスケジュールに修正 。また、プロジェクトでサービスを利用する場合のスケジュールを追加

改定ポイント①

改定内容一覧 (3/4)

(前ページの続き)

No	改定概要	改定理由	改定箇所及び改定履歴
5	近年の大規模かつ高度なサイバー攻撃に対応するために、情報システムの ライフサイクル全般を通じてセキュリティ確保 に努める旨を追記した。	「政府情報システムにおけるセキュリティ・バイ・デザインガイドライン」の公開に伴い、標準ガイドラインにおいても情報システムのライフサイクル全般を通じてセキュリティ確保を促進するため。	第3編 第1章 3. 1) プロジェクトを適切に推進するために留意すべき事項に「 セキュリティ・バイ・デザインの実施 」の記載を追加
6	P M Oの 工程レビュー結果のデジタル庁への通知 、デジタル庁による指摘、助言又は指導等に関する記載を削除した。	「一元的なプロジェクト監理」として実施している執行段階レビューの中で同等内容を実施していることを踏まえ、作業重複をなくすため。	第3編 第2章 4. 2) イ～ウ 工程レビュー実施手順書の改定に伴い、P M Oのレビュー結果の デジタル庁への通知 、デジタル庁による指摘、助言又は指導等に関する記載を削除
7	クラウドサービスを利用する際に、P J M Oは、業務及びデータの把握と分析の結果を踏まえ、 クラウドサービスで提供される機能の喪失、低下等によるサービス停止等発生時の機密性・完全性・可用性に対する影響度の評価 を行う旨を追記した。	ISMAP-LIUが令和4年11月1日から運用を開始したことに伴い、「ISMAP-LIUクラウドサービス登録規則」との整合性を確保するため。	第3編 第4章 2. クラウドサービスの利用時に、クラウドサービスで提供される機能の喪失、低下等によるサービス停止等発生時の機密性・完全性・可用性に対する影響度の評価 を行う旨の記載を追加
8	調達時点で、情報システムの実現案について 事業者の創意と工夫を提案として受けられる ように配慮するよう記載を追加した。また、システム方式の決定について、要件の記載の粒度に配慮するよう記載を追加した。	事業者からの提案を受けるにあたって、創意と工夫のある提案を求め、事業者の自由な提案を妨げるような限定的な要件の記載を防ぐため。	第3編 第5章 2.、2. 1) Ⅰ ・実現案について事業者の 創意と工夫 を提案として受けられるように配慮するよう記載を追加 ・システム方式の決定について、要件の記載の粒度に配慮するよう記載を追加
9	システム方式に関する事項において、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」を参考に、 極力クラウドネイティブな構成となるよう留意 する旨を追加した。	「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」の改定版でクラウドサービスプロバイダが提供するサービスを活用する旨が強調されており、整合性を確保するため。	第3編 第5章 2. 1) ウ b) システム方式に関する事項について、特にクラウドサービスについては 極力クラウドネイティブな構成となるよう留意 する旨の記載を追記

改定内容一覧 (4/4)

(前ページの続き)

No	改定概要	改定理由	改定箇所及び改定履歴
10	情報システムの操作方法を示すシステム操作マニュアルについて、職員も主体的に一緒に作成する旨と、 国民等の多数の利用者が参照するマニュアル については、利用環境に応じて閲覧・検索しやすい形式で提供しよう努める旨を追記した。	設計・開発事業者に対して作成を求めているシステム操作マニュアルについて、職員も主体的に作成の関与を促し、情報システムの利用者にとってより閲覧・検索しやすいマニュアルの提供を促進するため。	第3編 第5章 2. 1) ウ o) 教育に関する事項について、国民等の多数の利用者が参照するマニュアルを利用環境に応じて 閲覧・検索しやすい形 で提供しよう努める旨の記載を追記 第3編 第7章 5. 5) ・利用者の視点を含めてシステム操作マニュアルを作成しよう記載を追記 ・システム操作マニュアルの作成について、国民等の多数の利用者が参照するマニュアルを利用環境に応じて 閲覧・検索しやすい形 で提供しよう努める旨の記載を追記
11	非機能要件で検討すべき事項の一つである「システム稼働環境に関する事項」について、サーバ・クラウド面の環境の要件だけでなく、 クライアント側の要件（対応OSやブラウザ等） も記載する旨を追記した。	システム稼働環境に関する事項について、クライアント側の要件（対応OSやブラウザ等）の記載が考慮されていなかったため。	第3編 第5章 2. 1) ウ k) 情報システム稼働環境に関する記載に、 クライアント側の要件 を記載するように修正
12	P J M Oは、設計・開発事業者 に要件定義書と設計書の整合性 の確認結果の報告を求め、設計・開発事業者とともにその内容の確認を行う旨を追記した。	P J M Oが要件定義書と設計書の整合性を確認することが望ましいが、実際のプロジェクトでは設計・開発事業者が作成した設計書が整合性を確認しやすい構成になっていない場合があるため。	第3編 第7章 4. 2) P J M Oは、設計・開発事業者 に要件定義書と設計書の整合性の確認結果 の報告を求め、設計・開発事業者とともにその内容の確認を行う旨の記載を追記
13	「別紙2 情報システムの経費区分」の「1) 整備経費」に、 新規に「サービス利用料」 を追加した。	「サービス利用料」は運用等経費の項目としていたが、設計・開発段階でクラウドサービスを利用する場合があることに対応するため。	別紙2 「1) 整備経費」に、 「サービス利用料」 の項目を追加

改定ポイント②